

千里金蘭大学「履修規程」

[平成 19 年 2 月 22 日制定]

[令和 4 (2022) 年 3 月 3 日改正]

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、千里金蘭大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、
本学における授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 本学の授業科目は、教養教育科目及び専門科目とし、授業科目、単位数、年次配
当及び履修方法等は学則第 25 条第 1 項に定める別表第 1 のとおりとする。

2 前項のほか、資格に関する科目については、学則第 33 条に定める別表第 2 のと
おりとする。

(授業期間)

第 3 条 本学の授業は、1 年間を前期・後期の 2 学期（セメスター）に分けて実施する。

2 授業期間は、学則第 26 条に定めるとおりとし、授業日数は、原則として半期 15
週（15 回）とする。

(授業の種類)

第 4 条 授業の種類は、前期又は後期をもって完結する半期科目、1 年間をもって完結
する通年科目とし、毎年度始めの時間割表により表示する。

2 前項のほか、ある一定期間に集中して行う集中講義については、年間行事予定
の定められた期間に行い、その都度掲示する。

(授業時間)

第 5 条 授業時間数は、90 分間の授業時間をもって 1 時限とし、単位の計算上は 2 時間の
学習を行ったものとする。

2 授業時間は、原則として 1 日 5 時限制とし、次のとおりとする。

	第 1 時限	第 2 時限	第 3 時限	第 4 時限	第 5 時限
月～金	9 : 00～ 10 : 30	10 : 40～ 12 : 10	13 : 00～ 14 : 30	14 : 40～ 16 : 10	16 : 20～ 17 : 50

(単位の計算)

第6条 単位の計算方法は学則第27条に基づき、次の表のとおりとする。

授業科目	授 業 時 間 数	授業時間外学修時間数	総 学 修 時 間 数	単位数
講 義	15 時間(週 1 時間×15 週)	30 時間(週 2 時間×15 週)	45 時間	1 単位
	30 時間(週 2 時間×15 週)	15 時間(週 1 時間×15 週)	45 時間	1 単位
演 習	30 時間(週 2 時間×15 週)	15 時間(週 1 時間×15 週)	45 時間	1 単位
	15 時間(週 1 時間×15 週)	30 時間(週 2 時間×15 週)	45 時間	1 単位
実験・実習	45 時間(週 3 時間×15 週)		45 時間	1 単位
実技	30 時間(週 2 時間×15 週)	15 時間(週 1 時間×15 週)	45 時間	1 単位

保育士資格に係る「保育実習ⅠA・B、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」については厚生労働省がそれぞれ指定基準に定める実習時間数に基づき、40時間の授業をもって1単位とする。

- 2 講義、演習、実験、実習及び実技の授業形態には、授業科目により単位の計算が異なる場合がある。

(履修登録)

第7条 授業科目を履修し単位を修得するためには、毎年指定された期間内に、履修登録を行わなければならない。

(他学科科目の履修)

第8条 他学科が指定する「他学科開講科目」を履修することができる。

- 2 前項に定める科目を履修し、修得した単位は「教養教育科目」の単位として、4単位まで卒業要件単位に充当することができる。

(履修上限)

第9条 各学期(セメスター)において履修登録ができる単位数は、24単位とする。ただし、編入学、転入学、転学部及び転学科の場合はこの限りではない。

- 2 前項には、授業期間外の学外実習科目、卒業要件に算入されない科目及び単位互換科目の単位数は含めない。
- 3 通年科目の単位数は前期・後期に等分して計算する。

(履修制限)

第10条 授業科目の履修登録は、前条のほか次のとおりとする。

- (1) クラス指定のある授業科目については、必ず指定された時限に履修しなければならない。
- (2) 同一時限に組まれた2つ以上の授業科目を履修することはできない。
- (3) 原則として、各年次とも上位年次に配当されている授業科目を履修することはできない。

- (4)既に修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (5)履修登録されていない授業科目の単位を修得することはできない。
- (6)履修登録修正期間終了後の科目の追加、変更、取り消しは認められない。
ただし、卒業要件にかかわる場合等により、副学長が再修正を認めることがある。
- (7)履修登録後、本人の意思によりその授業科目の履修が放棄された場合でも登録上の取り消しはできない。ただし、履修が放棄された場合成績は「学業成績・単位修得証明書」等に記載されない。
- (8)授業科目によっては、受講者数を制限することがある。

(履修条件及び進級条件)

第 11 条 前 2 条のほか、履修条件及び進級条件については、別に定める。

(授業の不開講)

第 12 条 資格に関する科目を除く選択科目において、履修登録者数が 4 名以下の場合には、授業科目を開講しないことがある。

(補 講)

第 13 条 休講等により授業回数が基準より少ない場合、授業担当者は補講授業を行わなければならない。また、授業休講の有無に限らず、授業進度等により補講授業を行うこともある。

2 補講授業を行う場合は、その都度掲示する。

(休 講)

第 14 条 大学又は各授業科目の担当者において、やむを得ない事情により授業を休講とする（試験のときは、延期とする。）場合は、その都度掲示する。また、交通機関のストライキ・気象警報等による授業の取り扱いは次のとおりとする。

(1)交通機関のストライキ

阪急電車がストライキの場合

午前 6 時までにストライキが解除された場合	⇒	平常通り授業実施
午前 10 時までにストライキが解除された場合	⇒	第 3 時限（午後 1 時）から平常どおり実施
午前 10 時現在にストライキが続行されている場合	⇒	終日「臨時休講」とする

(2)気象警報について

大阪府下（いずれかの地区）に特別警報または暴風警報（暴風を含む警報は全て対象）が発令された場合

午前 6 時までに警報が解除された場合	⇒	平常通り授業実施
午前 10 時までに警報が解除された場合	⇒	第 3 時限（午後 1 時）から平常どおり実施

午前 10 時現在に警報が続行されている場合	⇒ 終日「臨時休講」とする
午前 6 時を過ぎて警報が発令された場合	⇒ 発令時の次の時限から休講

2 前項の規定にかかわらず、授業の実施が困難な場合は、臨時休講とすることがある。

(長期欠席・休学)

第 15 条 病気、事故、家庭の事情等により 1 週間以上の長期にわたって欠席する場合は、本学所定の長期欠席届を副学長に提出しなければならない。ただし、病気等の場合は、長期欠席届に医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項より 2 ヶ月以上修学できない場合は、休学することができる。休学に関する事項は、学籍に関する取扱規程に定める。

(公 欠)

第 16 条 公欠（欠席回数に数えない欠席）の扱いは、欠席事由が次の各号の一に該当する場合に限る。

(1) 忌引きの場合

(2) 学校保健安全法施行規則第 18 条に定める伝染病に罹患し出席停止となった場合

(3) 教育実習及び学部長若しくは学科長が認める実習の場合

2 公欠を認める日数は、次のとおりとする。

(1) 前項第 1 号については、次のとおりとする。原則として「会葬礼状」等忌引きを証明できる書類を添えて届け出なければならない。

① 1 親等・配偶者の場合 7 日

② 2 親等の場合 3 日

③ 3 親等の場合 2 日

(2) 前項第 2 号については、学校保健安全法施行規則第 19 条に定める期間、又は医師の診断書による日数とする。

(3) 前項第 3 号については、当該実習の日数とする。

(4) 特別な事由がある場合は、前 3 号に副学長が必要な日数を加えることができる。

3 公欠の扱いを受けようとする者は、次の期間内に本学所定の公欠届を副学長に提出しなければならない。

(1) 第 1 項第 1 号については、死亡の日から 2 週間以内

(2) 第 1 項第 3 号については、教育実習及び学部長若しくは学科長が認める実習期間が決まり次第

(単位の認定、成績評価)

第 17 条 授業科目の単位の認定は、学則第 28 条及び第 29 条に基づき、筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、授業参加度等、授業科目担当者がシラバスに示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、成績評価を受けることができない。

- (1) 評価を受ける科目の履修登録をしていない者
- (2) 評価を受ける科目の授業出席回数が、授業回数の3分の2未満で、授業科目担当者から無資格の判定があった者
- (3) 定められた学費等を無届で納入していない者

(総合成績評価)

第18条 前条の成績評価に対して、グレート・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、GPの平均（グレート・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）を算出することで、総合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは次のとおりとする。

	評点	評価	GP
合格	100～90点	秀	4.0
	89～80点	優	3.0
	79～70点	良	2.0
	69～60点	可	1.0
不合格	59～0点	不可	0

3 GPAは以下の計算式によって算出する。この場合において、計算値は小数点以下第3位を四捨五入して表記する。

$$GPA = \frac{\text{履修登録した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数の合計}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

4 卒業要件に算入されない資格課程科目並びに他大学等における既修得単位認定科目及び単位互換科目による認定科目は、GPA算出の対象としない。

5 学期毎、学年毎及び入学以来の通算GPAを成績通知表に記載する。

(修学指導及び退学勧告)

第19条 成績評価が決定した時点で、学科が別に定めたGPA基準を満たしていない場合は、クラス担任による面談を行い、クラス担任は学科長に学修指導報告書を提出する。

2 GPAが2期連続して1.0未満の場合又は学修・学生生活に対する助言指導や、より適性にあった指導を行ったにもかかわらず学生が就学意欲を示さない場合は、退学勧告を行うことがある。ただし、退学するかどうかの判断は学生自らに委ねるものとし、退学勧告による「退学」を強要・強制しないものとする。

(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、教務委員会による審議ののち、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2. この規程の制定にともない、「学部授業に関する内規」、「学部履修に関する内規」及び「部試験に関する内規」は廃止する。
3. 平成 18 年度以前入学の学生については、平成 19 年度のみ第 8 条第 1 項の規定を適用せず、次のとおりとする。

履修上限単位数		平成 19 年度	
		前期	後期
生活科学部	平成 17 年度以前入学	24 単位	24 単位
	平成 18 年度入学	25 単位	25 単位

附 則

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学生について、第 8 条 2 項の別表については、本改正に関わらず、従来例によるものとする。

附 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 7 月 15 日から改正施行する。

附 則

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から改正施行し、平成 31 年度入学者より適用する。

附 則

この規程は令和 4（2022）年 4 月 1 日から改正施行する。

別表 （履修登録の上限単位数に含めない科目）

インターンシップ	キャリア形成 A	英語キャリア形成 A
介護体験実習	キャリア形成 B	英語キャリア形成 B
地域ボランティア		